

児童扶養手当と特別児童扶養手当制度の紹介

■ **児童扶養手当** 父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしているひとり親家庭の生活の安定と自立の促進および子どもの福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。

○ **支給要件** 次の①～⑤のいずれかに該当する18歳未満の子どもの監護し、かつ、生計を同じくしている場合に支給されます。

- ① 父母が婚姻を解消した
- ② 父または母が死亡した
- ③ 父または母が一定程度の障がいの状態にある
- ④ 父または母の生死が不明
- ⑤ その他(父または母が1年以上遺棄している、父または母が1年以上拘禁されている)

る、父または母が1年以上拘禁されている)

○ **支給額**

対象児童数	平成27年8月1日現在の支給額	
	全部支給額	所得による支給制限を受ける場合の支給額
1人目	42,000円	41,990円～9,910円
2人目	5,000円を加算	
3人目以降	以降1人増すごとに3,000円加算	

○ **支給月** 毎年4月、8月、12月
 父親か母親の死亡により公的年金を受ける場合は、手当は支給されません。
 また、手当の支給要件に該当する日から5年経過すると、認定請求ができなくなります。

■ 特別児童扶養手当

20歳未満の精神または身体に障がいをもつ児童を養育している方に支給されます。

○ **支給額**

	平成27年8月1日現在の支給額
中度障がいをもつ児童(2級)	1人につき34,030円
重度障がいをもつ児童(1級)	1人につき51,100円

※前年の所得が一定の額を超えた場合は、支給が停止されることもあります。

○ **支給月** 毎年4月、8月、11月

児童扶養手当 特別児童扶養手当の届け出を

児童扶養手当または特別児童扶養手当を受給されている方は、現況届または所得状況届を提出することになっています。届け出をされないと、8月分以降の手当を受けられなくなりますので、ご注意ください。

■ 届出期間

- 児童扶養手当現況届 8月3日(月)～31日(月)
- 特別児童扶養手当所得状況届 8月11日(火)～9月10日(木)

○ **届出場所** 福祉保健課社会福祉係

■ **持参するもの** 児童扶養手当証書または特別児童扶養手当証書・印鑑など

※対象者に福祉保健課から案内文を送付します。

○ **問合せ** 福祉保健課社会福祉係 (☎ 47-5555 総合福祉センター 窓口7番)

9月20日(日)に 管内町村職員の採用資格試験

■ 試験区分

- 大学卒
- 高校卒(短大、高専、専門学校卒含む)

■ 受験資格

- 大学卒 昭和63年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた方
- 高校卒 平成4年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた方

■ **試験日** 9月20日(日)

■ **試験会場** 美幌町民会館
(美幌町東2条北4丁目)

■ **受付期間** 8月14日(金)まで(郵送のみ)
※8月14日までの消印有効

■ **受付場所** オホーツク町村会(網走市北7条西3丁目 オホーツク合同庁舎内)
申込用紙は、各町村役場またはオホーツク町村会へ請求してください。

■ **問合せ** 総務課職員係
(☎ 47-2112 役場2階 窓口10番)

臨時福祉給付金の申請受付を開始します

平成26年4月から消費税率が8%へ引き上げられたことに伴い、複数税率などの低所得者対策が実施されるまでの間、所得の低い方への影響を緩和するために昨年に引き続き、暫定的・臨時的な措置として、「臨時福祉給付金」が支給されます。

＜支給対象者及び支給額＞

平成27年1月1日時点で訓子府町に住民登録があり、支給対象者の要件を満たしている方には、給付金を支給いたします。給付金の支給対象者、支給額は次のとおりです。

■ **支給対象者** 平成27年度の町民税(均等割)が課税されていない方

※ご自身を扶養している方が課税されている方や、生活保護を受けている方は対象外です。

■ **支給額** 給付対象者1人につき6,000円

＜申請・支給手続＞

8月3日から申請手続を開始します(期間は、11月4日までの3か月間)。支給対象と思われる方は、印鑑と振込先の通帳を持参のうえ、町福祉保健課窓口で申請してください。(一つの申請で世帯全員分の申請ができます)

支給の対象となる方で、平成27年1月2日以降に訓子府町に転入された方は、前の住民登録のあった市町村に申請してください。

※平成26年度の「臨時福祉給付金」または「福祉灯油助成金」が支給された世帯には、個別に案内文書などを送付します。

■ **問合せ** 福祉保健課社会福祉係 (☎ 47-5555 総合福祉センター 窓口7番)

札幌くんねっぷ会

ふるさと思い 交流を深める

札幌くんねっぷ会の平成27年度総会が7月4日、札幌市内のホテルで開かれました。

会員やふるさと応援団合わせて29人、訓子府町からも菊池町長、上原議長、西山副議長、久島商工会長ら6人が出席しました。

総会後の懇親会では、野嶋会長のあいさつに続き、菊池町長が訓子府町の近況を報告しました。

会員は「ふるさと訓子府」の思い出を語り、発展も願いながら楽しく交流し、懐かしいひとときを過ごしていました。



コミュニティ助成事業で草刈機を購入

日出実践会では、一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業により草刈機30台を購入しました。

この事業は、同センターが全国自治宝くじの普及広報事業費として受け入れる受託事業収入を財源として、住民のコミュニティ活動を促進し、その健全な発展を図るとともに宝くじの普

及広報を目的に行われています。

今回の購入によって、地域内の良好な環境整備が地域活動で行われ、より一層コミュニティ活動が活発になることが期待されます。

